

# 4月21日(日)

## 浪江町議会議員 一般選挙の 投票日です

4月21日は、浪江町議会議員一般選挙の投票日です。  
この選挙は、私たちにとって最も身近な代表者を選ぶ選挙です。  
棄権しないで投票しましょう。

\*議員定数の改正により、今回の選挙から、選出する議員の定数は20人から16人となっています。

選挙に関する問い合わせ

浪江町選挙管理委員会  
0243-62-0128

### 投票できる方

次の条件に該当する方が投票できます。

- ① 日本国民で、平成5年4月22日までに生まれた方で、浪江町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所がある方
- ② 平成25年1月10日までに浪江町に転入届を出し、住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住所がある方
- ③ 浪江町の選挙人名簿に登録されている方

### 投票日当日(4月21日)の投票所および投票時間

| 投票所      | 場 所                                   | 投票時間   |
|----------|---------------------------------------|--------|
| 浪江町第1投票所 | 浪江町役場二本松事務所 1階会議室<br>(二本松市北トロミ573)    | 7時～19時 |
| 浪江町第2投票所 | 笹谷東部仮設住宅 東集会所<br>(福島市笹谷字片目清水36-4)     | 7時～18時 |
| 浪江町第3投票所 | コラッセふくしま 2階<br>(福島市三河南町1-20)          | 9時～18時 |
| 浪江町第4投票所 | ビッグパレットふくしま 3階会議室<br>(郡山市南町二丁目52)     |        |
| 浪江町第5投票所 | 福島県いわき合同庁舎 南分庁舎1階<br>(いわき市平字梅本15)     | 7時～17時 |
| 浪江町第6投票所 | 南相馬市ゆめはっと 2階会議室<br>(南相馬市原町区本町二丁目28-1) | 9時～17時 |
| 浪江町第7投票所 | 石神第二仮設住宅 集会所<br>(本宮市糠沢字石神61)          | 7時～18時 |
| 浪江町第8投票所 | 桑折駅前仮設住宅 第3集会所<br>(伊達郡桑折町字東段30)       |        |

\*投票時間にご注意ください。

### 期日前投票制度をご利用ください

投票日に都合があり、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。

手続きは簡単で、署名と不在になる理由を宣誓書に記載するだけです。その際は、入場券をお持ちください。

右の期日前投票所で投票できます。  
※受付期間・時間が投票所により異なりますので、ご注意ください。

| 場 所  | 期間・時間                        |
|--|------------------------------|
| 浪江町第1期日前投票所<br>浪江町役場二本松事務所 1階会議室<br>(二本松市北トロミ573)    | 4月12日(金)～20日(土)<br>8時30分～20時 |
| 浪江町第2期日前投票所<br>笹谷東部仮設住宅 東集会所<br>(福島市笹谷字片目清水36-4)     |                              |
| 浪江町第3期日前投票所<br>コラッセふくしま 2階<br>(福島市三河南町1-20)          |                              |
| 浪江町第4期日前投票所<br>ビッグパレットふくしま 3階会議室<br>(郡山市南町二丁目52)     |                              |
| 浪江町第5期日前投票所<br>福島県いわき合同庁舎 南分庁舎1階<br>(いわき市平字梅本15)     |                              |
| 浪江町第6期日前投票所<br>南相馬市ゆめはっと 2階会議室<br>(南相馬市原町区本町二丁目28-1) |                              |
|  | 4月19日(金)、20日(土)<br>9時～18時    |

### 郵便による不在者投票

身体等に次のような障がいがある方などは、郵便で不在者投票ができる制度があります。

この制度を利用する場合は、「郵便投票証明書」が必要となります。また、特定の方は代理記載をすることができます。

- ◆郵便で不在者投票ができる方
- 身体障害者手帳、または戦傷病者手帳をお持ちの方で、身体に重度の障がいがある方
- 介護保険で要介護度5と認定され

ている方  
●身体障害者手帳に免疫の障がいの程度が1級から3級までと認定されている方

### 投票所入場券(はがき)をお持ちください

入場券は、4月12日ごろまでに届くように発送する予定です。なお、入場券を紛失した、入場券がない(届かない)、入場券を持たずに投票所に来た場合でも本人確認をした上で投票できますので、投票所で受付に申し出てください。

### 選挙公報の配布

選挙公報は、4月18日ごろまでに届くように発送する予定です。選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。また、町ホームページからもご覧いただけます。(4月12日ごろ掲載予定)

### 開票は、20時からです

開票は、20時から二本松市役所岩代支所(二本松市小浜字北月山27)で行います。開票を参観される方は、係員の指

### 巡回バスを運行します

示に従い、所定の場所にて参観してください。  
※開票所の駐車場には限りがありますので、お越しの際は、車の相乗りなどの協力をお願いします。

4月20日(土)、21日(日)は、仮設住宅と投票所・期日前投票所を結ぶ巡回バスを運行します。  
また、4月21日(日)は、県南地方および会津地方と投票所を結ぶ巡回バスを運行します。  
時間・運行ルートは、「選挙のお知らせ」または町ホームページをご覧ください。

### 滞在地(避難先)での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地(避難先)で不在者投票ができます。手続きが遅くなると投票できなくなりますので、不在者投票の用紙の請求は早めに行いましょう。

### 請求・投票の流れ

#### ①投票用紙等を請求する

※請求は4月11日以前でもできますので、お早めに。

「選挙のお知らせ」に同封されている「請求書(宣誓書)」に必要事項を記入し、「不在者投票請求返信用封筒」に入れて、郵送してください。

※メールやFAXでの請求はできません。  
注)不在者投票の誤請求を防ぐため、滞在地(避難先)が投票所設置市町村の方には、「請求書(宣誓書)」を同封していません。必要な方は、選挙管理委員会までご連絡ください。また、町ホームページからもダウンロードできます。

#### ②投票用紙等を受け取る

郵送されてきた封筒(投票用紙、投票用封筒(内封筒と外封筒)、不在者投票証明書)を受け取ってください。

※不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。開封すると投票できなくなります。

※自宅等で投票用紙に記載しないでください。

#### ③滞在地(避難先)の市区町村で投票する

受け取った封筒(レターパック)を持参して滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

避難先市区町村の選挙管理委員会で投票できるのは、平日(土、日、祝日を除く)の勤務時間内(8時30分から17時)となりますので、ご注意ください。

